

平成 28 年度

おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業
報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会

目 次

1. 事業の背景および目的	1
2. 事業の概要	2
2.1 平成 27 年度 検疫受検円滑化モデルの振り返り	2
2.2 平成 28 年度 対象国選定について	
3 2.3 平成 28 年度 実施地域選定につい て	6
3. 事業の内容	10
3.1 道の駅等における「植物検疫受検円滑化」を中心とした取り組み	11
3.1.1 検疫受検円滑化モデル利用実績と販売箇所の様子	14
3.1.2 取り組みの成果と課題	25
3.2 販売店等における「動物検疫受検円滑化」に向けた取り組み	35
3.2.1 検疫受検円滑化モデル利用実績と販売箇所の様子	
39 3.2.2 取り組みの成果と課 題	41
4. 検疫受検円滑化に向けた取り組み	50
4.1 海外における動植物検疫受検円滑化の普及活動	
50 4.2 「受検円滑化推進ツール」と「受検啓蒙ツール」の活 用	52

5. 今後の展開について

1. 事業の背景および目的

平成 28 年、訪日外国人旅行者数は 2,400 万人を超え¹、平成 32 年の目標である 4,000 万人に向けて堅調に推移している。また、同年の訪日外国人旅行者による消費額は 3 兆 7,400 億円を超え²、過去最高を更新している。増加傾向にある訪日外国人旅行者による消費のうち、約 38.1% はショッピング消費であり³、日本国内での買い物に高い関心を持っていることがうかがえる。その中でも日本のフルーツなどの魅力は、すでに多くの外国人に知られており、農産物を購入する訪日外国人旅行者の姿を見かけることも珍しくない。一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会（以下、JSTO）の調査⁴によれば、日本のお土産としてフルーツを受け取った経験を持つ人の割合が 70% を超える国も複数あり、本人消費だけでなく家族や知人へのお土産としての認知も拡大している。

その一方で、今後、訪日外国人旅行者の行動範囲が都市部から地方へ分散することが想定されるなか、農山漁村活性化の観点を踏まえて、訪日外国人旅行者が地域の農畜産物を購入し、安心かつ円滑にお土産として持ち帰る環境および体制を整備することが必要である。とくに、農畜産物を海外へ持ち出す際に必要とされる動植物検疫は、その条件や手続きがわかりにくい等の課題がある。そのため、訪日外国人旅行者が購入した農畜産物を円滑に持ち帰ることができるように、動植物検疫手続きの円滑化に向けた整備が求められている。本事業の目的は、動植物検疫上の課題を抽出し、それぞれの産地に合った円滑な検疫手続きや体制を構築することである。

平成 27 年度には、これらの課題を踏まえて、主に北海道と福岡の 2 つの地域で、まず農産物を対象として、以下 3 つの取り組みを実施した。

- (1) 農産物を販売する店頭において輸出植物検疫条件表の掲示や輸出検査申請書の記入サポート
- (2) 検疫済み農産物を国際宅配便で海外へ配送
- (3) 観光農園等で購入した農産物について受検代行の上、帰国時に空港で引き渡し

平成 28 年度おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業（以下、本事業）において、JSTO は前年度の事業を拡大させる取り組みを主におこなった。取り組みをした地域は、前年の 2 地域から 15 地域に拡大した。また、農産物に加えて畜産物も対象とし、より多くの地域および品目において、円滑に農畜産物を持ち帰る環境の整備を目指した。

¹ 観光庁「訪日外国人消費動向調査平成 28 年年間値（速報）」

² 観光庁「訪日外国人消費動向調査平成 28 年年間値（速報）」

³ 観光庁「訪日外国人消費動向調査平成 28 年年間値（速報）」

⁴ 出典：JSTO「アジア 8 か国 日本のフルーツに関する合同アンケート」

2. 事業の概要

本事業における JST0 の取り組みは、平成 27 年度に実施した検疫受検円滑化モデルについて地域と品目を拡大させることである。本章では、以下の 3 つについて整理する。

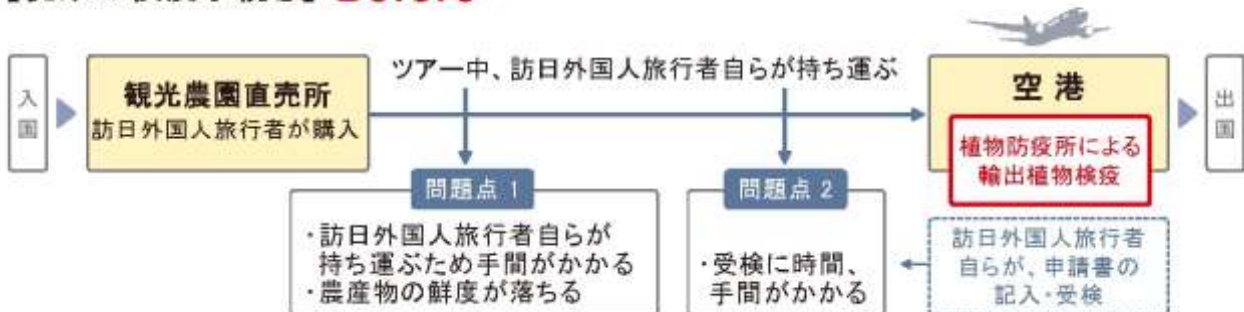
- (1) 平成 27 年度 検疫受検円滑化モデルの振り返り
- (2) 平成 28 年度 対象国選定について
- (3) 平成 28 年度 実施対象地域選定について

2.1 平成 27 年度 検疫受検円滑化モデルの振り返り

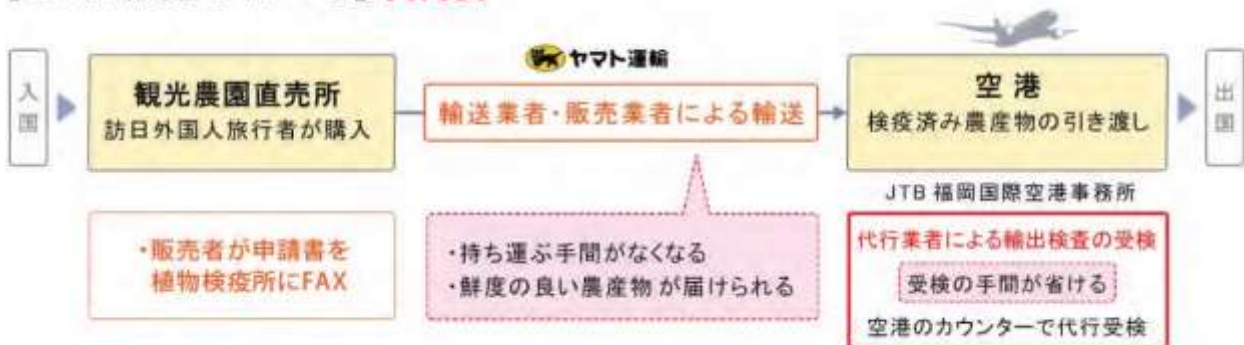
平成 27 年度は、前述した植物検疫上の課題に対応するために、農産物を対象として円滑な植物検疫手続きの構築に向けた取り組みを実施した。構築した検疫受検円滑化モデルのフローは〈図 1〉のとおりである。対象者は、タイへ帰国する訪日外国人旅行者とした。タイを選定した理由は、日本で購入した農産物を国外へ持ち出す際に、植物検疫を必要とする国のうち、訪日外国人旅行者数が最も多いためである。

〈図 1〉平成 27 年に構築した検疫受検円滑化モデル（タイ向け）

【従来の検疫手続き】 Before



【モデル販売のイメージ】 After



※輸出検査について、植物防疫所が産地へ出向いておこなう、輸出植物検査（集荷地検査）をするモデルも実施した。

2.2 平成 28 年度 対象国選定について

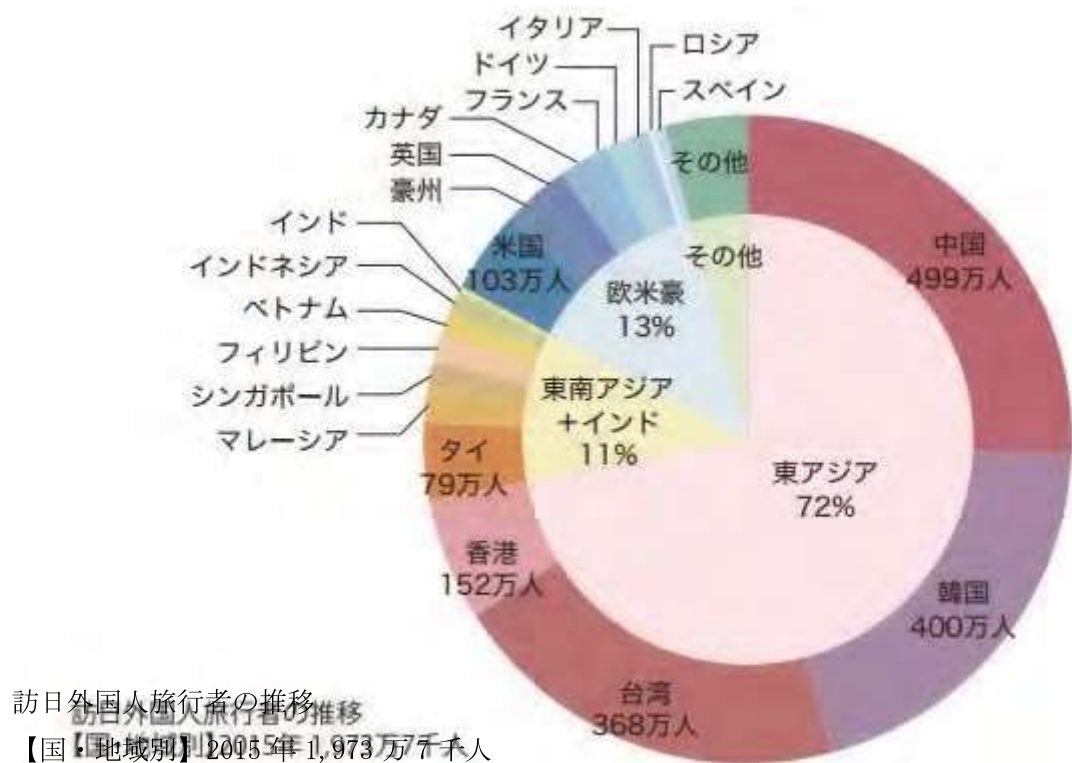
本事業の実施に向けて、対象国を以下の考え方に基づいて、【表①】のとおり選定した。

- （１）事業開始時点において訪日外国人旅行者数が上位の国または地域【表②】
- （２）植物検疫を経て農産物をお土産として持ちだすことが出来る国または地域【表③・④】
- （３）動物検疫を経て畜産物をお土産として持ちだすことが出来る国または地域【表⑤・⑥】

【表①】平成 28 年度事業の対象国および地域

	携帯品	貨物（国際宅配便等を含む）
農産物	タイ・インドネシア	台湾
畜産物	シンガポール・香港	—

【表②】訪日外国人旅行者の国・地域別のシェア（2015 年）



(参照：日本政府観光局（JNTO））【表③】輸出植物検疫条件：抜粋（携帯品）※平成 29 年 3 月 31 日現在の情報

種 類		くだもの										やさい(果菜)							
		カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン
輸出相手国・地域																			
アジア	韓国	◎	◎	◎	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	◎	Q ^{*11}	x ^{*1}	x ^{*1}	◎	◎	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	◎	x ^{*1}	◎
	台湾	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}
	中国	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	フィリピン	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}
	ベトナム	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*1}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}
	タイ	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	x ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*10}	Q	Q	Q	Q ^{*10}	Q ^{*10}	Q	Q	Q	Q	Q

(参照：農林水産省 植物防疫所「輸出条件早見表（携帯品）」)

【表④】輸出植物検疫条件：抜粋（貨物） ※平成 29 年 3 月 31 日現在の情報

種 類		くだもの										やさい(果菜)							
		カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン
輸出相手国・地域																			
アジア	韓国	Q	Q	Q	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	Q ^{*10}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	Q	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	x ^{*1}	Q
	台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	Q
	中国	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	フィリピン	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}
	ベトナム	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}
	タイ	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	☆	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	PQ	◎
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*9}	Q	Q	Q	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q	Q	Q	Q	Q

(参照：農林水産省 植物防疫所「輸出条件早見表（貨物）」)【表⑤】シンガポール向け畜産物の
携帯品（手荷物）の輸出条件 ※平成 28 年 1 月 15 日現在

- ・ 一人当たり 5 kg 以内であること（牛肉、牛肉製品、豚肉、豚肉製品等）
- ・ 一人当たり 30 個以内であること。（日本産*1 鶏卵：殻付きの生卵に限る）
- ・ 個人消費用であること
- ・ 日本国内で市販されている製品であること
- ・ 日本産*2 の牛又は豚由来であること（製品に「国産」と表示があっても外国産の食肉を使用している場合は輸出できません。）

*1 鳥インフルエンザなどの疫病が発生した場合は、直ちに国外への持ち出しが禁止されます。

また、鳥インフルエンザの発生により一部輸出できない地域があります。

*2 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴いシンガポールが日本からの食品の輸入を制限している地域があります。

(参照：農林水産省 動物検疫所ホームページ)

【表⑥】香港向け畜産物の携帯品（手荷物）の輸出条件 ※平成 28 年 7 月現在

香港政府食物安全センター(Centre for Food Safety)は、以下の条件をもって、携帯（手荷物）による日本産牛肉の輸入を認めている。

- ・ 個人消費用又は贈答用であること
- ・ 重量制限は 15 kg とする
- ・ 日本国政府発行の証明書*1 を添付すること。

*1 食肉衛生証明書（原本）及び輸出検疫証明書（原本）

(参照：Import and Export (General) Regulations Cap.60A, Regulation 6)

2.3 平成 28 年度 実施地域選定について

本事業における検疫受検円滑化モデル実施地域の選定方法は以下の二つである。

一つめは、農林水産省農村振興局都市農村交流課の平成 27 年度補正予算事業である「農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業」の実施地域から選定する方法である。この事業は、訪日外国人旅行者による農林水産物の購入等、新たな需要創出に対応する農山漁村の受入体制づくりを支援する事業である。この事業を実施する地域および事業者は、訪日外国人旅行者の農林水産物購入を促進する環境や施設改修整備に取り組み、かつ、広域観光周遊ルート⁵上の農山漁村に位置する直売所や道の駅等である。本事業は、「農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業」の実施地域のうち 7 か所を「連携枠」として選定した。

二つめは、対象国の訪日外国人旅行者の立ち寄りが期待され、かつ、農畜産物の販売に積極的に取り組んでいる全国の直売所・観光農園・道の駅・小売店等から選定する方法である。これらの事業者の中から 8 か所を「自由枠」として選定した。本事業は連携枠 7 か所および自由枠 8 か所の合計 15 か所で開始した【表⑦】。自然環境の影響から、期中にお土産用の農産物を確保できない事業者が発生したが、事業者を入れ替えることで対応した⁶。事業の展開スケジュールは【表⑧】【表⑨】のとおりである。なお、平成 27 年度事業との比較について【表⑩】のとおり整理する。

⁵ 国土交通大臣が認可した「複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光ルート」

⁶ 農園内に柿たんそ病が蔓延する事業者が発生したため、事業者の入れ替えを実施した。新たに追加した事業者は、タイの旅行会社がルートとして多く採用する富士山方面に位置し、時期的にお土産販売が可能な農産物（いちご）を生産する事業者である。

【表⑦】 検疫受検円滑化モデル実施地域および販売事業者

【連携枠】の実施地区

都道府県	市区町村	販売事業者	主な農産物
宮城	大崎市	A (道の駅)あ・ら・伊達な	柿・米等
岐阜	郡上市	B 郡上旬菜館やまとの朝市	梨・ぶどう等
三重	大台町	C (道の駅)奥伊勢おおだい	米・みかん等
兵庫	朝来市	D (道の駅)但馬のまほろば	いちご・枝豆・牛肉等
岡山	赤磐市	E 熊山英国庭園敷地内直売所	ぶどう・桃等
徳島	三好郡	F JA阿波みよしふれあい産直市	お茶・みかん・柿・ゆず等
鹿児島	曽於市	G (道の駅)すえよし	いちご・牛肉等

【自由枠】の実施地区

都道府県	市区町村	販売事業者	主な農産物
北海道	空知郡	A とみたメロンハウス	メロン
栃木	小山市	B (観光農園)栃木いちごの里	いちご等
千葉	千葉市	C (観光農園)ドラゴンファーム	いちご
山梨	南都留郡	D (観光農園)忍野ベリーランド	いちご
愛知	常滑市	E イオンモール常滑	りんご等
滋賀	大津市	F (道の駅)びわ湖大橋米ブラザ	柿・白菜等
岡山	岡山市	G 吉備サービスエリア	ぶどう等
福岡	うきは市	H (観光農園)やまんどん	ブルーベリー・梨・柿等
長崎	南島原市	I (道の駅)みずなし本陣ふかえ	いちご・人参等



【表⑧】実施スケジュール（連携枠）

※実施開始順

都道府県	市区町村	販売事業者	実施時期
岐阜	郡上市	郡上旬彩館やまとの朝市	9月8日～11月30日
岡山	赤磐市	熊山英国庭園敷地内直売所	9月12日～12月28日
徳島	三好郡	J A阿波みよしふれあい産直市	9月12日～12月28日
宮城	大崎市	(道の駅) あ・ら・伊達な	10月1日～1月20日
三重	大台町	(道の駅) 奥伊勢おおだい	10月1日～1月20日
兵庫	朝来市	(道の駅) 但馬のまほろば	12月15日～1月31日
鹿児島	曽於市	(道の駅) すえよし	12月15日～1月31日

【表⑨】実施スケジュール（自由枠）

※実施開始順

都道府県	市区町村	販売事業者	実施時期
北海道	空知郡	とみたメロンハウス	8月8日～10月10日
福岡	うきは市	(観光農園)やまんどん	8月15日～11月14日
岡山	岡山市	吉備サービスエリア	9月10日～10月31日
愛知	常滑市	イオンモール常滑	10月1日～1月31日
滋賀	大津市	(道の駅) びわ湖大橋米プラザ	11月10日～12月28日
栃木	小山市	(観光農園) 栃木いちごの里	12月15日～1月31日
【追加】山梨	南都留郡	(観光農園) 忍野ベリーランド	12月15日～1月31日
千葉	千葉市	(観光農園) ドラゴンファーム	12月15日～1月31日
長崎	南島原市	(道の駅) みずなし本陣ふかえ	12月15日～1月31日

【表⑩】平成 27 年度事業と平成 28 年度事業の取り組み概要の比較

	平成 27 年度事業	平成 28 年度事業
モデル販売地域 (≡連携自治体)	2 か所 (北海道・福岡)	15 か所 (北海道、宮城、栃木、千葉、山梨 ⁷ 、愛知、岐阜、三重、滋賀、兵庫、徳島、岡山 ⁸ 、長崎、福岡、鹿児島)
受取り空港	2 か所 (新千歳空港・福岡空港)	5 か所 (新千歳空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港)
対象農産物	2 種類 (メロン・いちご)	15 種類 (柿、米、梨、ぶどう、みかん、いちご、りんご、枝豆、桃、お茶、ゆず、メロン、白菜、ブルーベリー、人参) ※赤字は販売実績があった農産物
対象畜産物	なし	1 種類(牛肉)

3. 事業の内容

事業の目的を達成するために、平成 27 年度おみやげ農産物検疫受検円滑化支援事業の成果を踏まえて、産地に合った円滑な検疫手続きの構築に向けた取り組みを実施した。前年に実施した植物検疫手続き円滑化に加えて、動物検疫手続き円滑化に向けた取り組みを追加した。実施方法は、平成 27 年度おみやげ農産物検疫受検円滑化支援事業で構築したモデルを基本とし、前述のとおり全国

⁷ 期中に 1 事業者を入れ替え

⁸ 同地域内で 2 つの事業者が実施

15 か所で実施した。また、商品を検疫済の状態引き渡す場所を全国の主要空港 5 か所に設置した。本事業の関係者とその役割について、【表⑪】のとおり整理する。

【表⑪】 事業関係者の整理

	新千歳空港	成田国際空港	中部国際空港	関西国際空港	福岡空港
販売事業者（連携 枠）		道の駅あ・ら・伊達 な	郡上旬彩館やまとの 朝市	熊山英国庭園敷地内 直売所 J A阿波みよしふれ あい産直市 道の駅但馬のまほろ ば 道の駅奥伊勢おおだ い	道の駅すえよし
販売事業者（自由 枠）	とみたメロンハウス	（観光農園） 栃木いちごの里 （観光農園） ドラゴンファーム	イオンモール常滑	吉備サービスエリア 道の駅びわ湖大橋米 プラザ	（観光農園）やまんど ん 道の駅みずなし本陣 ふかえ
荷物引き渡し者 （検疫受検代行者）	（株）エアサーブ	（株）ケイティーシー・ ロジ	（株）エアサーブ	（株）エアサーブ	JTB 福岡空港営業所
物流事業者 （販売事業者→空港ま での商品配送）	佐川急便(株) または ヤマト運輸(株) 等 （上記販売事業者が契約する物流事業者を利用）				
旅行会社(海外)	JTB (Thailand) Ltd. Zego Travel Ltd. Miramar Service Thai Teaw Nock Tour				
旅行会社(国内) ラン ドオペレータ	（株）HIC インターナショナル （株）JTB グローバルマーケティング&トラベル				
事業統括	JSTO				

3.1 道の駅等における「植物検疫受検円滑化」を中心とした取り組み

農産物の植物検疫受検の円滑化については、タイとインドネシア、さらに台湾からの訪日外国人旅行者を対象として実施した。

(1) 農産物の取り組み（タイ・インドネシア向け）

タイおよびインドネシアからの訪日外国人旅行者に向けて実施した植物検疫受検円滑化モデルのイメージは〈図2〉のとおりである。

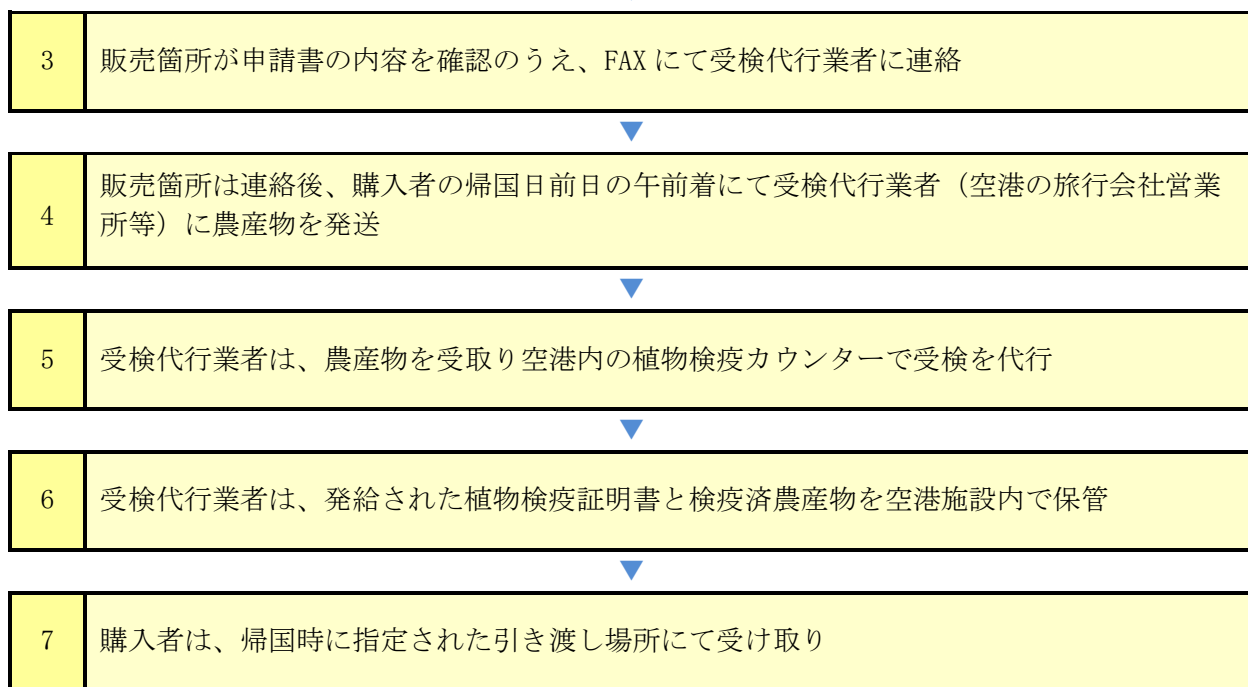
〈図2〉 タイおよびインドネシアからの訪日外国人旅行者に向けて実施した植物検疫受検円滑化モデル



この植物検疫受検円滑化モデルは、販売箇所（直売所/観光農園/道の駅/小売店/サービスエリア）にてタイおよびインドネシア人旅行者が農産物を購入し、店頭に設置されている輸出検査申請書を記入することで、検疫済の商品を帰国日に空港で受け取れるモデルである。

フローは〈図3〉のとおりである。〈図3〉植物検疫受検円滑化モデルのフロー（タイ・インドネシア向け）

1	販売箇所での輸出検査申請書の記入サポートおよびデスクマットの設置
2	販売箇所において購入者による輸出検査申請書の記入



(2) 農産物の取り組み（台湾向け）

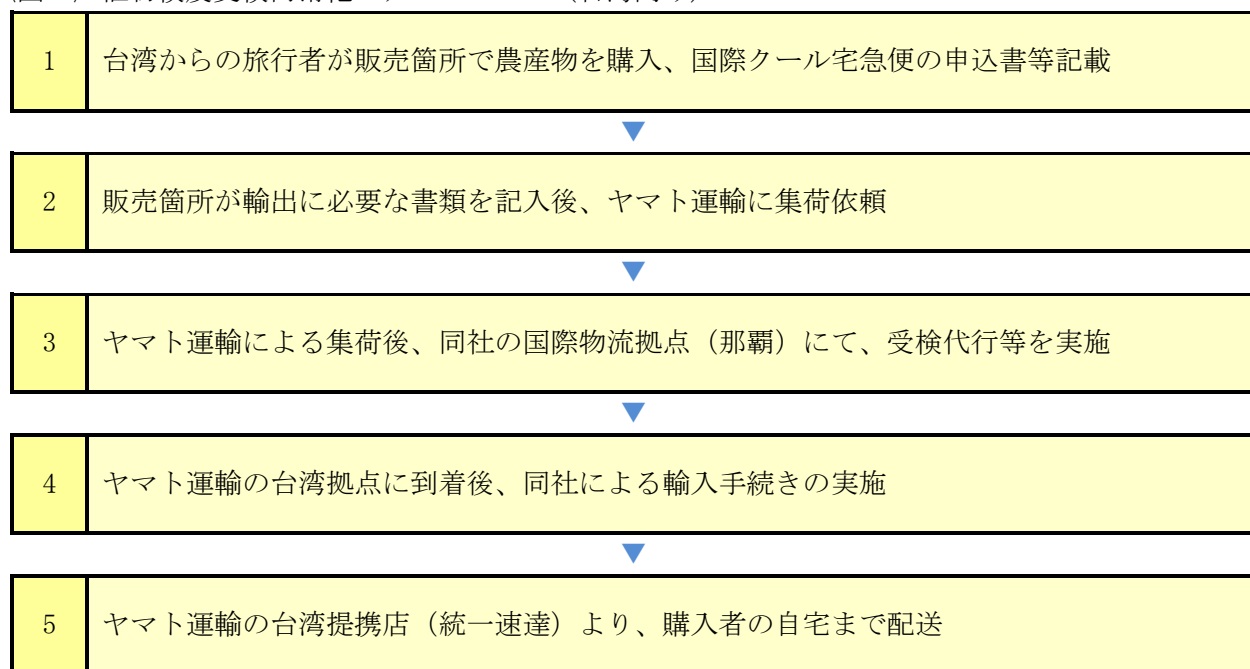
台湾からの訪日外国人旅行者に向けて実施した植物検疫受検円滑化モデルのイメージは〈図4〉のとおりである。

〈図4〉台湾からの訪日外国人旅行者に向けて実施した植物検疫受検円滑化モデル



植物を手荷物（携帯品）として海外に持ち出すことが出来ない台湾については、貨物輸送による取り組みを実施した。台湾からの訪日外国人旅行者が販売箇所で購入し、店頭に設置されている国際宅配便の申請書を記入することで、第三者による検疫手続きを経て、商品を台湾の自宅を受け取れるモデルである。具体的には、ヤマト運輸(株)の「国際クール宅急便」のサービスを活用した。フローは〈図5〉のとおりである。

〈図 5〉植物検疫受検円滑化モデルのフロー（台湾向け）



3. 1. 1 検疫受検円滑化モデル利用実績と販売箇所の様子

携帯品（手荷物）による海外への持ち出しについては、タイとインドネシアを対象として実施した。また、貨物（国際宅配便等）については、台湾を対象とした。前述のとおり本事業における販売箇所は連携枠と自由枠に大別される。

連携枠の事業者は、「農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業」に参画し、訪日外国人旅行者が訪れる広域観光周遊ルート上にある農山漁村の販売箇所である。同事業をつうじて訪日外国人旅行者の受け入れ環境を整備し、続いて誘客活動を本格化する段階にある。現段階では訪日外国人旅行者の立ち寄りほとんどなく、今後、検疫受検円滑化モデルの利用が期待される。このため、本事業においては、検疫受検円滑化モデルの利用実績の向上ではなく、受け入れ環境の整備、とくに販売スタッフに対する検疫受検円滑化モデルの理解促進をはかることを主眼とした。

一方で、自由枠の事業者は、全国の直売所・観光農園・道の駅・小売店等の中で、対象国からの旅行者の立ち寄りが期待される販売箇所である。このため、本事業においては、検疫受検円滑化モデルの理解促進に加えて、モデルのPRと利用促進に取り組んだ。検疫受検円滑化モデルの利用実績は【表⑫】のとおりである。連携枠では、販売事業者にタイ人観光客がほとんど訪れなかったため、利用実績が得られなかった一方で、自由枠の検疫受検円滑化モデル利用実績は1,071件となった。さらに、自由枠の中でも、海外の旅行会社と連携できた場合は、検疫受検円滑化モデルの利用率が高くなる傾向がみられた。販売箇所到着前に、添乗員より検疫受検円滑化モデルの説明をしたことが影響したと考えられる。【表⑫】検疫受検円滑化モデル利用実績（自由枠）

販売事業者（実施時期）	グループ数	旅行者数	購入者数	モデル利用率	主な農産物	仕向け国	海外旅行会社連携による訪問グループ数（※１）
直売所等 A (8月8日～10月10日)	8	167	95	約 56.9%	メロン	タイ	5
	3	8	3	37.5%	メロン	台湾	0
直売所等 B (8月15日～11月15日)	4	0	0	0%	ぶどう	タイ	0
		4	2	50%	柿		
		31	16	約 51.6%	梨		
	0	0	0	0%	ぶどう・柿	台湾	
直売所等 C (9月10日～10月31日)	6	138	57	約 41.3%	ぶどう	タイ	4
	0	0	0	0%	ぶどう・柿	台湾	0
直売所等 D (10月1日～1月31日)	4	123	0	0%	メロン・柿	タイ	0
			1	約 0.8%（※２）	りんご		
	4	136	67	約 48.9%	いちご		2
直売所等 E (11月10日～12月28日)	6	240	140	約 58.3%	柿	タイ	6
直売所等 F (12月15日～1月31日)	16	640	475	約 74.2%	いちご	タイ	16
直売所等 G (12月15日～1月31日)	8	288	211	約 73.3%	いちご	タイ	8
直売所等 H (12月15日～1月31日)	0	0	0	0%	いちご	タイ	0
直売所等 I (12月15日～1月31日)	1	5	4	80%	いちご	タイ	0

※１ 海外旅行会社への協力金（謝金）の支払いによる立寄りグループ数

※２ 帰国日当時に店舗へ立ち寄る旅行者が多く、円滑化モデルのモデル利用率が低い傾向となった

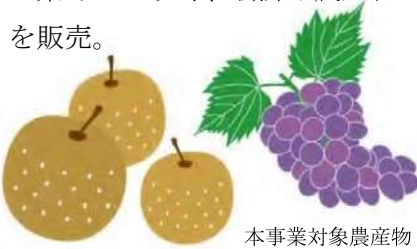
販売箇所の様子については、連携枠と自由枠に分けて以下のとおり紹介する。

【連携枠の直売所等の様子】①～⑦

①直売所 郡上旬彩館やまとの朝市（岐阜県郡上市）



道の駅に隣接し、岐阜県郡上産の梨やぶどう等、新鮮な農産物を販売。



本事業対象農産物



②道の駅 但馬のまほろば（兵庫県朝来市）



兵庫県朝来（あさご）市に位置。
「城崎温泉」「天空の城・竹田城跡」に近い道の駅。



本事業対象農畜産物



販売実績と販売箇所の様子

③道の駅 すえよし （鹿児島県曽於市）



鹿児島国際空港から、車でほぼ
1 時間大隅半島の付け根に位置
する道の駅。

鹿児島産牛・豚肉を販売。



本事業対象農畜産物



④直売所 熊山英国庭園敷地内直売所（岡山県赤磐市）



四季折々の草花が庭園を彩っている。園内の直売所では、ぶどう等の農産物を販売。



本事業対象農産物



⑤直売所 阿波みよしふれあい産直市（徳島県三好郡）



自然豊かな町に立地する産直市。緑茶や柚子、みかん等の農産物を販売。



本事業対象農産物



⑥道の駅 あ・ら・伊達な（宮城県大崎市）



鳴子温泉の入口にある道の駅。多くの国内外の温泉客が観光の行き帰りに立ち寄る。



本事業対象農産物



販売実績と販売箇所の様子

⑦道の駅 奥伊勢おおだい（三重県大台町）



松阪市にほど近く、町役場に隣接した地元を代表する道の駅。



本事業対象農産物



【自由枠の直売所等の様子⑧～写真⑯】

⑧直売所 とみたメロンハウス（北海道空知郡）



北海道のほぼ中央ラベンダーで有名な、富良野で「富良野メロン」販売の直営店。訪日外国人旅行者も多く訪れる。



本事業対象農産物



⑨観光農園 栃木いちごの里（栃木県小山市）



訪日観光客も多く訪れている「いちごの里」。150 棟ものいちごハウスがあり、敷地内にはカフェ等も併設。



本事業対象農産物



⑩観光農園 ドラゴンファーム（千葉県千葉市）



成田国際空港から車で 40 分程度、訪日外国人旅行者受入れには、ピッタリの立地。アジアからの観光客が多く、特にタイからの旅行客が多い。



本事業対象農産物



⑪観光農園 忍野ベリーランド（山梨県南都留郡）



富士の湧水と高原の清らかな空気で育ったイチゴが楽しめる。高原育ちなので糖度が高く、深い甘みと心地よい酸味が好評。



本事業対象農産物



⑫道の駅 びわ湖大橋米プラザ（滋賀県大津市）



琵琶湖湖畔の美しい景観の大型道の駅。

駐車場も広く、海外からの団体客受入れも行われている。



本事業対象農産物



⑬道の駅 みずなし本陣ふかえ（長崎県南島原市）



長崎国際空港を中心とした、島原半島周遊の観光拠点としての立地を満たしている道の駅。



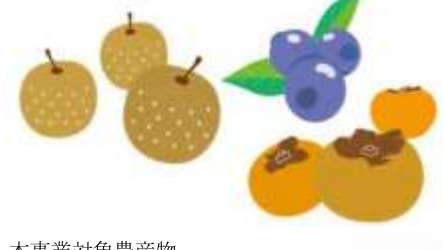
本事業対象農産物



⑭観光農園 やまんどん（福岡県うきは市）



敷地内に湧き出るミネラル豊富な地下水で育てた様々なフルーツをほぼ一年中収穫できる農園。



本事業対象農産物



⑮サービスエリア 吉備SA（岡山県岡山市）



山陽自動車道上にあるサービスエリアで、岡山の桃やぶどう等の農産物を販売。



本事業対象農産物



⑯イオンモール常滑（愛知県常滑市）



セントレア（中部国際空港）に隣接する、大型ショッピングモール。お土産購入を目的に立ち寄る訪日外国人旅行者も多い。



本事業対象農産物



3.1.2 取り組みの成果と課題

(1) 連携枠

①成果について

前述のとおり、【連携枠】は、今後に向けて、訪日外国人旅行者に対する取り組みを強化する事業者である。平成28年は、同事業3か年計画の初年度であり、参画した販売箇所が主体的に実施する訪日外国人旅行者の誘客策の効果が出てくるのは、次年度以降になると想定される。「おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業」の対象国であるタイ、インドネシア、台湾、シンガポールからの旅行者の立ち寄りについても、今後増加することが期待される。そのため、本事業における【連携枠】に対する取り組みは、将来的な対応に向けた販売箇所の環境整備を主眼とした。主な成果は以下の二つである。

一つめは、「販売箇所の動植物検疫に対する知見および意識の向上」である。本事業の背景および事業内容の紹介、事業への参画を通じて、販売箇所の動植物検疫に対する知見および意識の向上をはかることができた。具体的には、国別・品目別の検疫条件紹介ツール等の設置や検疫受検円滑化モデルの理解により、訪日外国人旅行者への対応の課題と対策について、販売事業者の知見が向上した。

二つめは、「販売箇所と自治体、関係機関の連携強化」である。円滑化モデルの利用実績はなかったものの、本事業をつうじて販売箇所と自治体、関係機関が訪日外国人旅行者誘致と検疫受検円滑化に向けた対応策について協議を重ね、連携が強化された。検疫受検円滑化モデルの利用促進のためには、地域産品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者にその地域に訪れてもらうこととあわせて、お土産として購入してもらうことが必要である。

訪日外国人旅行者に向けた地域への誘客施策は、多くの地域で実施されているものの、自治体と事業者との連携が希薄なケースも散見される。訪日外国人旅行者や海外の旅行会社は、地域の魅力を広域で捉えて旅行ルートを選定することが多い。そのため、訪日外国人旅行者に向けた地域への誘客施策は、販売箇所単体ではなく、広域な旅行ルートとして訴求することが重要である。今回、販売箇所と自治体、関係機関が、訪日外国人旅行者の誘致および受入環境整備に向けて連携を強化したことは、本事業の成果である。

たとえば、兵庫県朝来（あさご）市に位置する「道の駅 但馬のまほろば」は、道の駅内に、訪日外国人旅行者が必要とする情報を多言語で紹介するデジタルサイネージを設置する等の環境整備をおこなっている。また、誘客については、同市や地域の観光事業等と一体となって取り組みを推進している。さらに、シンガポール向けに検疫済の畜産物を販売可能にするために、地域の動物検疫所や保健所との連携も進めている。「道の駅 但馬のまほろば」の事例は、訪日外国人旅行者誘客の対策の一つとして、円滑化モデルの導入に向けた準備が整えられた販売箇所の一つだと考えることができる。

②課題について

【連携枠】の参画事業者は訪日外国人旅行者の受け入れに意欲のある販売箇所である一方、検疫に対する知見は今回の事業をつうじて初めて知った事業者がほとんどで、さらなる情報を必要としている段階にある。検疫受検円滑化に向けて事業者の多くが課題として感じていることは、主に以下の二つである。

一つめは、「言語上のコミュニケーションの対策」である。訪日外国人旅行者と販売スタッフとの言語上のコミュニケーションは、多くの事業者にとっての課題である。今回の事業をつうじて、販売スタッフの輸出検疫条件に対する知見は高まった。また、検疫条件を理解させる告知ツールを制作、設置する等、販売スタッフが外国語を話すことなく、訪日外国人旅行者に検疫条件を案内できる素地は整備され始めている。

ただし、告知ツールに掲載されている情報の範囲を越えた質問も想定される。この対応においては、言語コミュニケーションは不可避であり、このことは事業者の多くが課題として認識している。販売員として外国語を話せるスタッフを採用できない場合、既存のスタッフに外国語研修をおこなう事業者等も見られるが、教育には時間や費用がかかることとあわせて、スタッフの入れ替わりも想定されるため、事業者が取り組みやすい対応策とはなっていない。

いくつかの事業者からヒアリングした対応策として、翻訳機器の設置および必要なときだけ利用できる翻訳付きテレビ電話サービスの導入がある。現在は、訪日外国人旅行者の立ち寄りが多いとはいえないため、多額の投資や利用料を必要とせず、必要なときだけ利用できるこのようなサービスが現実的な対応策として考えられている。翻訳機器は今後さらなる精度の向上が必要なものの、必要なときだけ利用できる翻訳テレビ電話サービスの導入を全国の道の駅や直売所で共有化し、一事業者あたりのコストをさげることができれば、検疫受検円滑化を推進する事業者にとっては、課題を改善させる手法の一つになりうる。

二つめは、「他事業者の事例および最新情報の共有をつうじた知見の向上と意欲の継続」である。【連携枠】の参画事業者は訪日外国人旅行者の受け入れに組み始めたものの、誘客施策の効果が見られるには、さらなる時間を必要とすることが想定される。現状では、訪日外国人旅行者の立ち寄りが少なく、検疫に関する情報を入手する必要に迫られないため、検疫受検円滑化に資する情報に疎くなりがちである。また、訪日外国人旅行者の接客経験を積む機会が少ないため、知見の蓄積が限定的となってしまう。

このため、同じ取り組みをしている他社事例および最新情報の共有をつうじて、検疫受検円滑化のための知見の向上および意欲の継続を支援する取り組みが必要である。JSTOでは、訪日外国人旅行者向けの検疫受検円滑化モデルに関する情報を、「訪日外国人向けお土産農水産物販売促進協議会」《写真⑩》をつうじてインターネット上に発信しており、【連携枠】の事業者に対しても、事例や情報の発信を実施し、知見の向上と意欲の継続を支援していく意向である。《写真⑩》訪日外国人向けお土産農水産物販売促進協議会 のホームページ

